

## 仙台市農業委員会第 69 回総会議事録

○ 開催日時 令和 6 年 1 月 30 日（火曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 17 人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太		14 番 佐藤 とみ
		16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 1 人 13 番 佐藤 千治

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(4) 第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について

(5) 第 5 号議案 競売に係る買受適格証明願について

5 協 議

(1) 令和 6 年度農作業標準料金表（案）について

6 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 農業用施設に供する 2 アール未満の農地転用届出について

(6) 売渡あっせん希望農地一覧表

(7) 無断転用に対する通知について

7 そ の 他

(1) 会長等報告

(2) 仙台市農業委員等と市議会議員有志による意見交換会について

(3) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	山本 幸子
農地係長	伊藤 秀宣	振興係技師	山下 由理
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：事務課長	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 69 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>	
2 会長挨拶	<p>－ 会長 あいさつ －</p>	
司会：事務課長	<p>ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。</p>	
議 長 (佐々木会長)	<p>本日は、13 番佐藤千治委員から欠席の届けがありました。18 人中 17 人出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名 委員の指名 議 長	<p>次に、議事録署名委員については、14 番 佐藤とみ委員、16 番 鈴木通委員を指名いたしますので、よろしく願います。</p>	
議 長	<p>議案に入ります。 第 1 号議案から第 5 号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、1 月 22 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。調査の結果を赤間委員長から報告願います。</p>	
赤間第二調査 委員会委員長	<p>第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、大里重市委員、熊谷幸夫委員、郷古雅春委員と私（赤間敬委員）の 4 名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、佐藤成悦推進委員、早坂賢一推進委員、若生宏明推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が 3 件、贈与による農業承継が 1 件、贈与による規模拡大が 1 件、交換による耕作利便が 1 件の合計 6 件です。調査の結果報告は、番号 1 番と 2 番を熊谷幸夫委員から、番号 3 番と 4 番を郷古雅春委員から、番号 5 番と 6 番を大里重市委員から</p>	

します。

(書面報告)

(10 番熊谷幸夫委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で722aの農地を耕作しています。なお、申請地のうち1筆には利用権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出ております。(令和5年12月の総会で報告済み)1月13日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で199aの農地を耕作しています。1月15日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(11 番 郷古雅春委員報告)

番号3番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、家族2人で183aの農地を耕作しています。1月13日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、交換により耕作利便を図るものです。農地法第5条第1項第6号の届出により提供した農地(宅地に転用で令和5年12月総会報告済)と交換で取得するものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で120aの農地を耕作しています。1月13日に太田功治農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(5 番大里重市委員報告)

番号5番は、贈与により農業承継をするものです。父から子に贈与するもの

です。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で597aの農地を耕作しています。1月14日に本間昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族4人で165aの農地を耕作しています。1月15日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時32分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを 上程いたします。調査の結果を赤間委員長から報告願います。

赤間第二調査  
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、高橋勝彦委員、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが1件、農家住宅に転用するものが1件の合計2件です。調査の結果報告は、鈴木通委員からします。番号2番は口頭報告をします。

(書面報告)

(16番鈴木通委員報告)

番号1番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農

振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は4m以上の道路の沿道の区域であって、500m以内に2つ以上の公共施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑924㎡を転用し、貸駐車場(23台)に345㎡、資材置場に180㎡、通路等に399㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで駐車場として使用していたことに対し、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

鈴木通委員  
(16番)

番号2番は、農家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないと判断し、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑742㎡を転用し、宅地を含む事業面積1,241.46㎡(登記面積:畑742㎡、宅地104㎡、計846㎡)(実測面積:畑904.26㎡、宅地337.20㎡、計1,241.46㎡)を農家住宅(1棟)に86.00㎡、農業用倉庫(2棟)に73.82㎡、駐車場(3台)に108.00㎡、通路に280.64㎡、庭に693.00㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時36分)

議長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

を 上程いたします。調査の結果を赤間委員長から報告願います。

赤間第二調査  
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、高橋勝彦委員、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが4件、資材置場に一時転用するものが1件の合計5件です。調査の結果報告は、番号1番から3番は佐藤とみ委員から、番号4番と5番は齋藤清太委員からします。

(書面報告)

(14番佐藤とみ委員報告)

番号1番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業が完了して8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準に該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、設備工事業者が田2,891㎡を転用し、雑種地を含む事業面積4,527㎡を資材置場に1,144㎡、駐車場(37台)に971㎡、通路等に2,202㎡、法面に210㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果通知書が提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、賃借権の設定により、資材置場に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域内的の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、電気工事業者が、畑4,186㎡のうち1,408.55㎡を一時転用し、資材置場に575.35㎡、駐車場(18台)に366.32㎡、通路等に466.88㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。一時転用の期間は、令和9年1月29日までです。農地復元計画書も提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

申請は、水道工事業者が畑 1,283 m<sup>2</sup>を転用し、資材置場に 400 m<sup>2</sup>、駐車場（10台）に 159 m<sup>2</sup>、通路等に 724 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（12 番齋藤清太委員報告）

番号4番は、賃借権の設定により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田畑 1,021 m<sup>2</sup>を転用し、資材置場に 506 m<sup>2</sup>、駐車場（2台）に 60 m<sup>2</sup>、通路等に 455 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで資材置場として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が田 2,993 m<sup>2</sup>を転用し、資材置場に 2,450 m<sup>2</sup>、通路等に 543 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時38分)

議 長

次に、第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について を 上程いたします。調査の結果を赤間委員長から報告願います。

赤間第二調査  
委員会委員長

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、高橋勝彦委員、齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、事業計画及び一時転用の期間を変更するものが1件です。調査の結果報告は、高橋勝彦委員から口頭報告します。

高橋勝彦委員  
(17番)

第4号議案は、賃借権の設定により土砂置場に一時転用していましたが、事業断念による農地への復元及び工期の変更に伴う事業計画変更承認申請をするものです。事業面積が大きく変更内容が軽微なものでないことから、聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。平成30年1月16日付けグラウンド造成事業に使用する盛土材の一時仮置場として平成30年1月16日から令和3年1月31日までの農地法第5条許可による一時転用許可を行い、その後、令和3年1月28日付けで令和6年1月31日まで工期を延長する事業計画に変更しておりました。しかし、グラウンド造成事業が白紙となり盛土材が不要となったことから農地への復元を行う必要が生じたため、転用の申請事由を農地復元のための一時転用に変更するとともに、期限を令和8年9月30日まで工期延長する事業計画に変更するものです。変更後の申請は、産業廃棄物処理業者が、畑52,927㎡のうち39,368㎡を農地への復元期間とする一時転用であり、計画面積、期間ともに適正であると判断しました。なお、事業面積に含まれる山林部分についても、土砂を取り除くことを確認しております。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、グラウンド造成事業による盛土材の搬出計画を断念したことに対し、令和6年1月10日付けで始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

菅野則義委員  
(8番)

このグラウンド造成事業は、どのような理由で白紙になったのでしょうか。あと、今回の事業計画の変更内容で、農地復元する面積が土砂置場として計画

	<p>していた面積よりも少ないが、これは山林を含んでいるからなのではないでしょうか。</p>
高橋勝彦委員 (17番)	<p>グラウンド造成事業が白紙になった理由ですが、その地区の町内会が行政からの支援を受けてグラウンド造成事業を計画していたのですが、助成を受けられなくなってしまい、グラウンド造成を断念したと、聞き取り調査の際に聞いています。</p>
事務局農地係長	<p>農地復元の面積につきましては、土砂置き場の面積の中には、山林も含まれているため、今回の農地復元の面積とで差が出ました。</p>
議 長	<p>他に何かございませんか。</p>
柴田市郎委員 (19番)	<p>農地を復元した後の事業計画などはどうなっているのでしょうか。</p>
高橋勝彦委員 (17番)	<p>産業廃棄物を処理する場所になるというように計画書が出ております。</p>
議 長	<p>他に何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定については、承認することに決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時46分)</p>
議 長	<p>次に、第5号議案 競売に係る買受適格証明願について を 上程いたします。調査の結果を赤間委員長から報告願います。</p>
赤間第二調査 委員会委員長	<p>第5号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、大里重市委員、熊谷幸夫委員、郷古雅春委員と私(赤間敬委員)の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、熊坂茂彦推進委員が出席しました。今回の願出は、耕作目的で競売に参加するための買受適格証明願が1件です。調査の結果報告は、私(3番赤間敬委員)からします。</p>
	<p>(書面報告) (3番赤間敬委員報告) 耕作目的で競売に参加するものです。願出人は現在、トラクター4台、耕う</p>

ん機3台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族2人で114aの農地を耕作するほか、農地所有適格法人の構成員として耕作の事業に従事しています。(願出地には、中間管理事業により農地所有適格法人の転借権が、競売による差押の登記前に設定されているため、当該農地所有適格法人の権利は競落後も存続します。しかし、その構成員が取得しようとするものであることから、この点は農地法第3条第2項第1号には抵触しません。)1月16日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が願出地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、買受適格を有すると判断できるものと調査いたしました。

議 長

第5号議案の調査の結果、買受適格を有すると判断できると報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。  
第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第5号議案 競売に係る買受適格証明願については、承認することに決定いたします。

(午後1時48分)

議 長

続きまして、協議に入ります。  
(1)「令和6年度農作業標準料金表(案)について」を、加藤企画検討チーム長から説明願います。

加藤企画検討  
チーム長

— 説明 —(1)「令和6年度農作業標準料金表(案)について」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

異議がなければ、(1)「令和6年度農作業標準料金表(案)について」は、「意見無し」として承認いたします。

(午後1時51分)

議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。はじめに農地関係から報告します。</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)売渡あっせん希望農地一覧表についてまでを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括してお受けします。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり5件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから5ページに記載のとおり13件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、6ページから9ページに記載のとおり11件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、10ページに記載のとおり3件ありました。(5)農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出については、11ページに記載のとおり1件ありました。(6)売渡あっせん希望農地一覧表については、あっせんの新規申出が4件、あっせんの取下げが2件ありましたので、一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>農地関連の報告事項は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に、(7)「無断転用に対する通知について」を、事務局から報告願います。</p>
事務局農地係長	<p>— 報告 —(7)無断転用に対する通知について</p>
議 長	<p>報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>(午後1時59分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。</p> <p>(1)会長等報告は、私(佐々木均会長)と嶺岸若夫会長職務代理者からいたしま</p>

す。資料3をご覧ください。

会 長  
会長職務代理者

— その他 —(1)「会長等報告」

議 長

ご質問等はございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(2)「仙台市農業委員等と市議会議員有志による意見交換会について」を、説明願います。

事務局長

— その他 —

(2)「仙台市農業委員等と市議会議員有志による意見交換会について」

議 長

ご質問等はございますか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。

①～⑥  
事務局振興係

— その他 —(3)「事務局からの連絡事項について」

①農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集について

②令和5年度みやぎ農業担い手サミットの開催について

→ 出席される方は、2月13日まで事務局に提出

③令和5年度宮城県農業・農村女性活躍表彰受賞者の決定について

④全国一斉“遺言・相続”相談会（日本司法書士会連合会）チラシ

⑤2月～3月の予定表

⑥他市町村農業委員会だより等

(千葉市、浜松市、栗原市、石巻市、広島市、農政時流)

議 長

ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かありますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：事務課長

会長、ありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理人からお願いします。

嶺岸会長職務  
代理人

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 69 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 2 0 分)